

**▶ 1時間でわかるADL動作分析**

# 車の運転

～運転の可否の判断～

1. 運転とは
2. 運転の必要要素
3. 運転と高次脳
4. 臨床での評価の視点

講師：脳外臨床研究会 作業療法士 山本秀一郎



**脳卒中患者様は車の運転ができるのか？**

**脳卒中患者様は車の運転ができるのか？**

**運転免許試験場にて**

**適正検査合格後であれば可能**

# 車の運転を再開するためのポイント

法制度の把握  
(道路交通法)



# 脳卒中患者様は車の運転ができるのか？

「病気等の理由で正常な運転が出来ないおそれがある状態で車輛等を運転してはならない(道路交通法66条抜粋)」とされており、脳卒中など「一定の病気」の方が運転を再開したい場合は(免許の取得・更新時も同様)運転免許試験場で適性相談が必要になります。

## 一定の病気とは？

統合失調症	てんかん
再発性の失神	無自覚性の低血糖症
そううつ病	重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
アルコールの中毒者	認知症
脳卒中(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等)	

# 見本

別記様式第十二の二（第十八条の二の二、第二十九条の二関係）

質 問 票	
次の事項について、該当する <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> 印を付けて回答してください。	
1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
福岡県公安委員会 殿	申請日及び氏名を記入 平成〇〇年〇月〇日
上記のとおり回答します。	回答者署名 福岡 太郎
(注意事項)	
1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。 (運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)	
2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。	
3 提出しない場合は手続きができません。	

該当項目にチェック

申請日及び氏名を記入

平成〇〇年〇月〇日  
福岡 太郎

# ①免許の取得・更新時には質問票の提出が義務化されました。

## <質問表>

- ①5年以内に病気を原因として意識を失ったことがあるか？
- ②病気を原因に、身体の一部が思い通りに動かせなくなったことがある
- ③十分な睡眠時間をとっているが眠り込んでしまうことが週に3回以上ある
- ④過去1年以内に飲酒を繰り返しアルコールが入っている状態が3日以上ある
- ⑤病気を理由に医師から免許取得を控えるように助言を受けている

## 2)質問票で虚偽の申告をした場合

- ・1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 ・免許再取得時、試験の一部免除制度が適用不可
- ・重大事故を起こした場合、危険運転致死罪に問われることがあります。
- ・任意保険の保険金の受け取りにおいて不利になることもあります。

※ 質問票の記載を誤った場合は、新たな質問票に記載しなおして提出していただきます。（訂正はできません。）



# 一定の病気の方が運転を再開するには

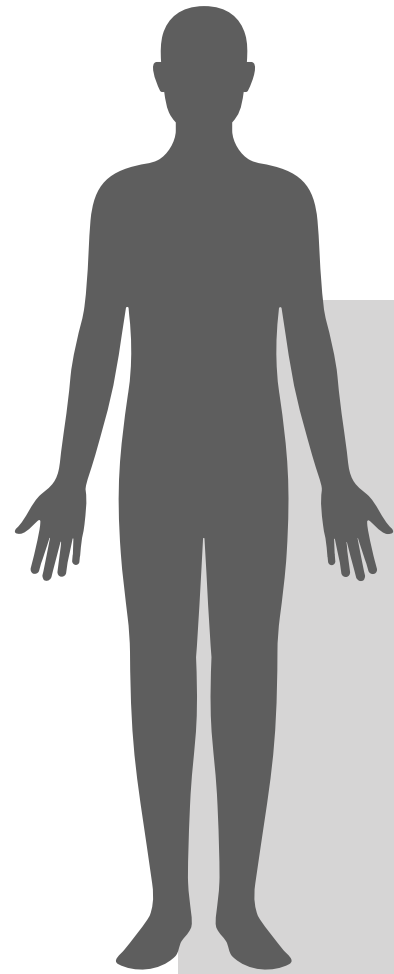
脳損傷(脳血管障がい、頭部外傷、脳腫瘍)など、道路交通法上の「一定の病気」に該当する方が自動車運転を再開するには運転免許試験場で適性相談を受ける事が必要で、**診断書の提出**や**臨時適性検査**が求められます。

## <適正検査の目的>

脳卒中は身体機能と認知機能に影響を及ぼし、それが運転能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

適性検査は脳卒中患者が安全に運転できる能力を持っているかを確認するため

# 車の運転に必要な能力とは？



## 身体機能

基本動作

移動動作  
(車椅子可)

ハンドル・ペダル操作  
(非麻痺側可)

自動車等の安全な運転に必要な  
ハンドルその他の装置を随意  
に操作できるなど、  
自動車の運転に支障を  
及ぼす身体障害がないこと。

障害がある場合は、補助手段を  
講ずることにより支障がないこと



# 車の運転に必要な能力とは？

障害がある場合は、補助手段を講ずることにより支障がないこと





# 車の運転に必要な能力とは？

障害がある場合は、補助手段を講ずることにより支障がないこと

レバー延長



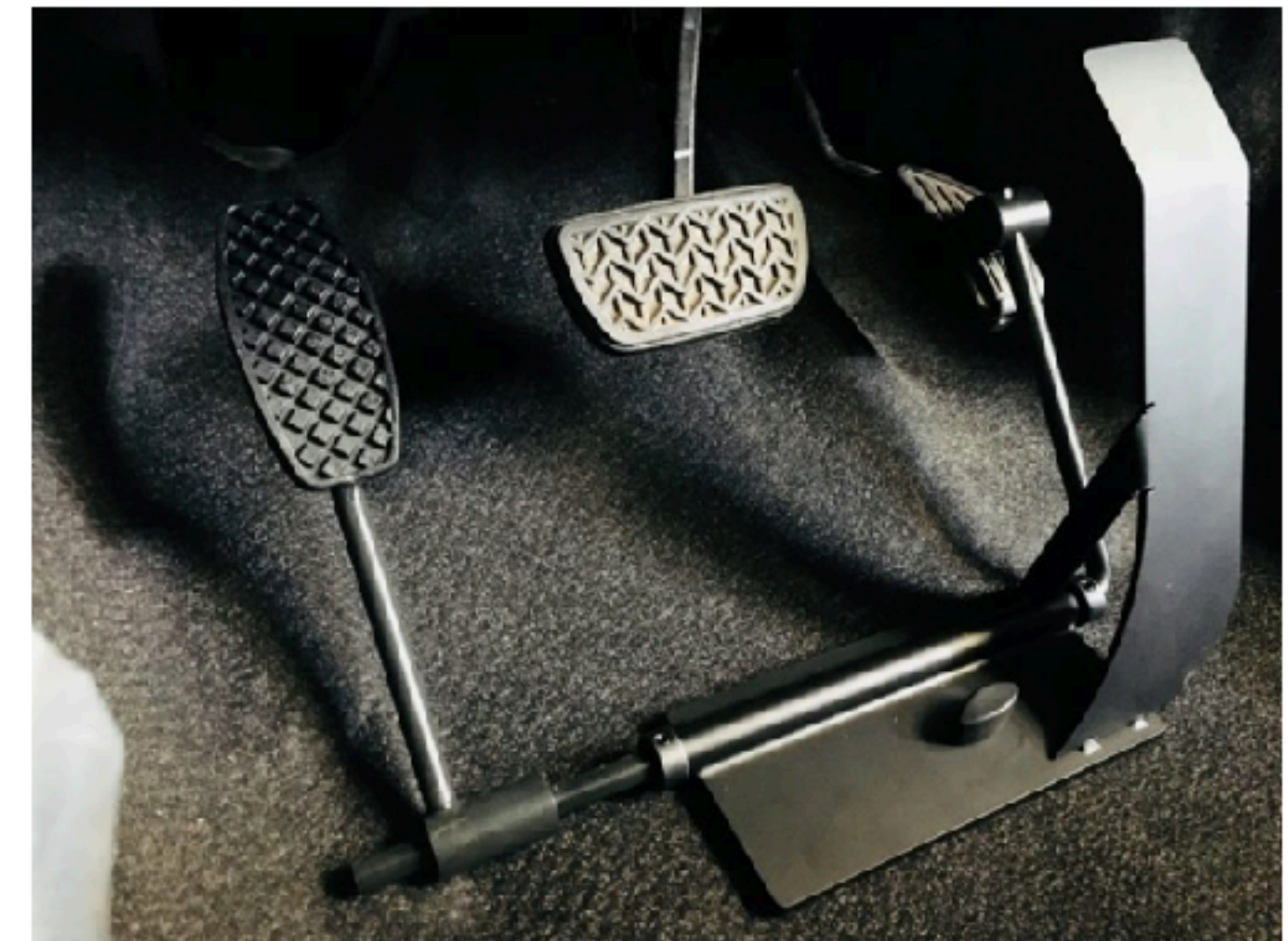
後付け改造費 3万円～

旋回ノブ



後付け改造費 2万円～

左アクセル



後付け改造費 18万円～

(様式第1号)

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

氏 名

身体障がい者自動車改造費補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、身体障がい者自動車改造費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

申 請 額	金 円		
算 出 根 拠	改造経費	円 × 1/2 =	円 (100,000円上限)
生 年 月 日	年 月 日	電 話 ( )	—
身体障がい者手帳	年 月 日 交付	区第	号
障 が い 名		職 業	
自動車運転免許証	年 月 日 交付・番号		号
免 許 証 条 件			
自動車車名形式		車 両 番 号	
改 造 の 内 容			
車 の 使 用 用 途			
改 造 業 者	住 所		
	氏 名		
受給資格を有するものと認めます。			
担当者氏名			

# 補助金

上肢、下肢または体幹機能に重度の障がいがある方が、就労に伴い自ら運転する自動車の改造に要する経費の2分の1以内、100,000円を上限として補助します。

## 【対象者】

上肢、下肢または体幹において

身体障がい者手帳の交付を受けている方で、

障がいの程度が1級及び2級のいずれかに該当している方

## 【窓口】

お住まいの区の[保健福祉センター福祉業務担当窓口](#)



(様式第2号)

## 自動車改造費見積書

年 月 日

大阪市長 様

住 所  
名 称  
代表者

( ) 改造にかかる見積りは、下記のとおりです。

金 額				千			円
-----	--	--	--	---	--	--	---

内訳明細

名 称	単 価	数 量	合 価

# 補助金

## 申請に必要な書類

1.改造見積書

2.改造部分の領収書（請求書＋領収書）

3.車検証・運転免許証のコピー

4.身体障害者手帳(現物)

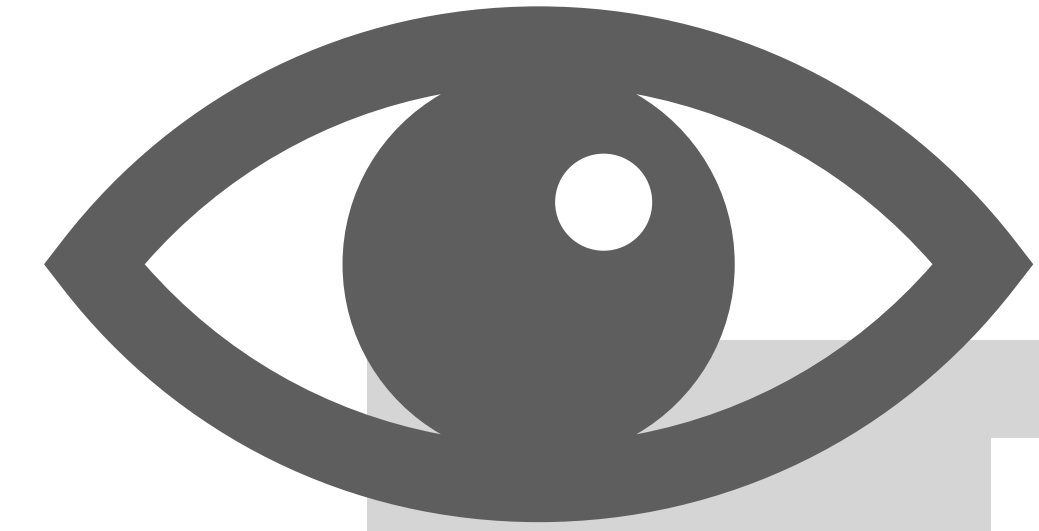
5.就労証明書および通院証明書

6.前年度所得証明書

7.預金通帳と口座印鑑

8.改造前・後の写真

# 車の運転に必要な能力とは？



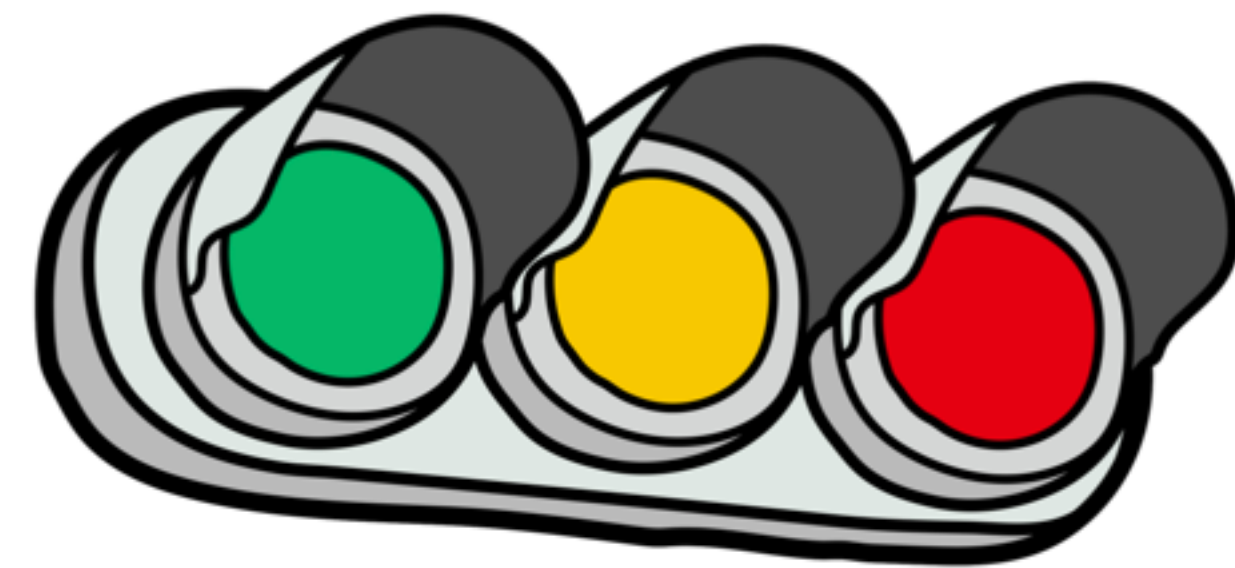
## 視力

両眼で0.7以上  
片眼で0.3以上

片眼が0.3未満の場合は  
他眼の視力が0.7以上で  
視野が左右150度以上

## 色彩識別能力

赤色、青色及び黄色の  
識別ができること

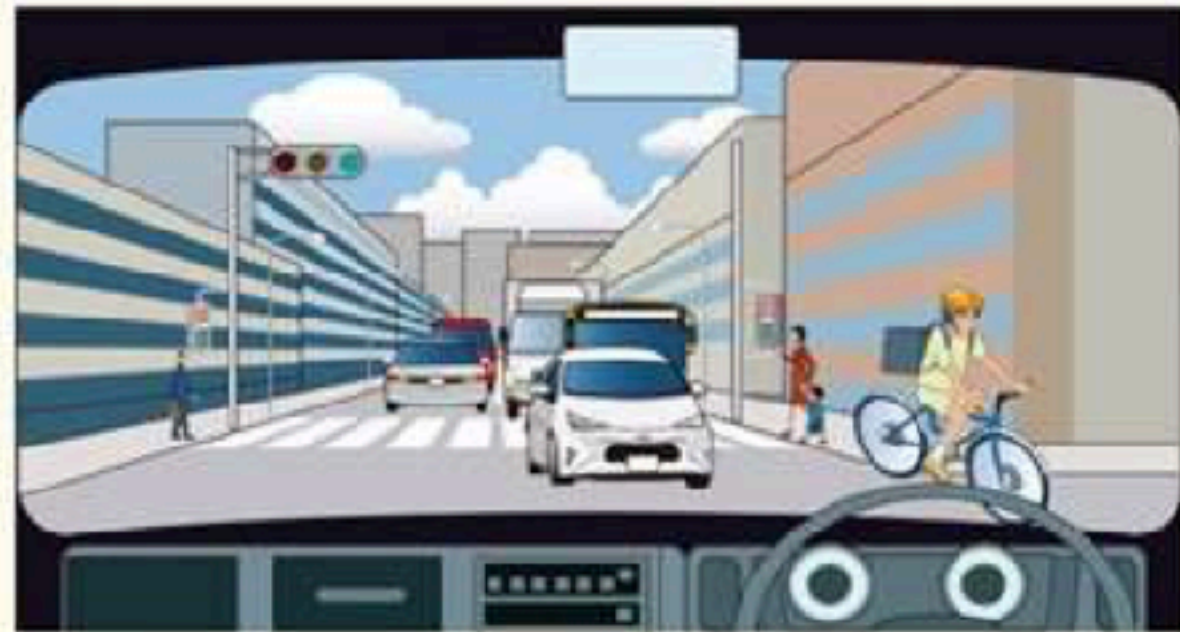




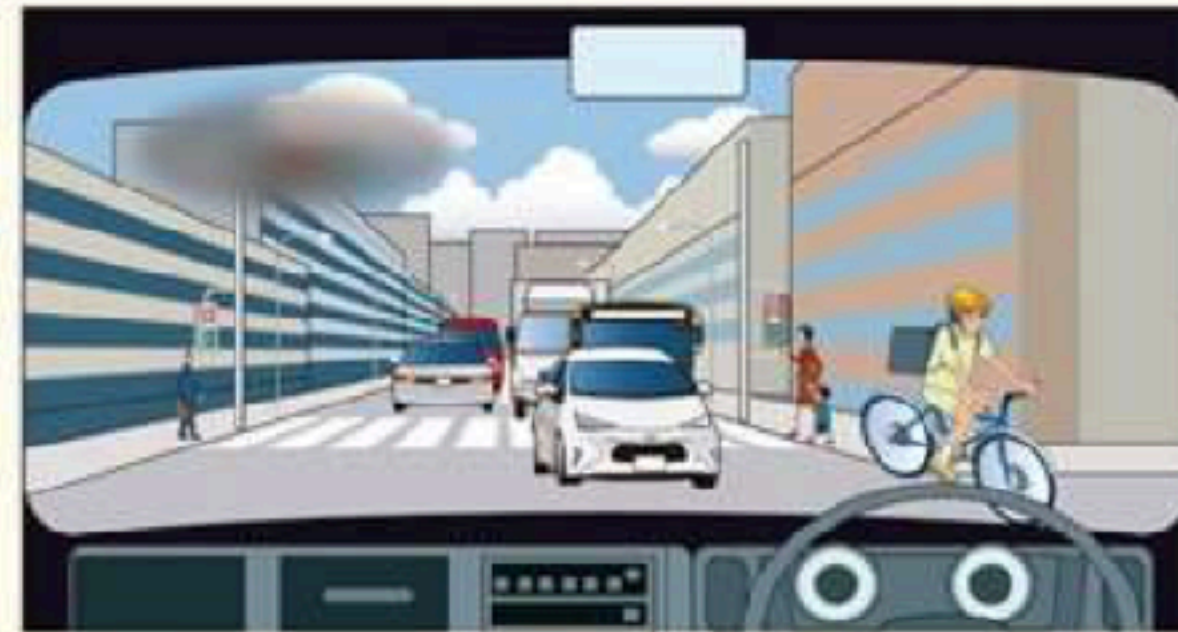
# 車の運転に必要な能力とは？

<視野障害の見え方イメージ>

正常な視野



部分的な視野欠損



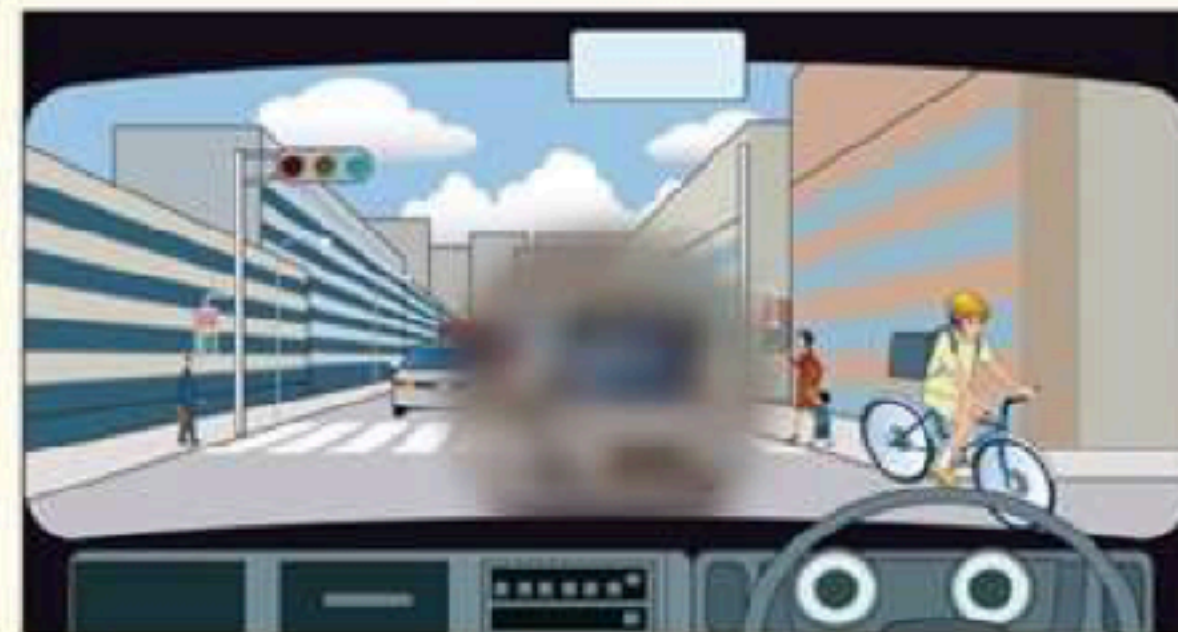
信号が見えていない

視野狭窄



歩行者や自転車が見えていない

中心部に暗点



見たい部分が黒くなって見えない

見え方の歪み

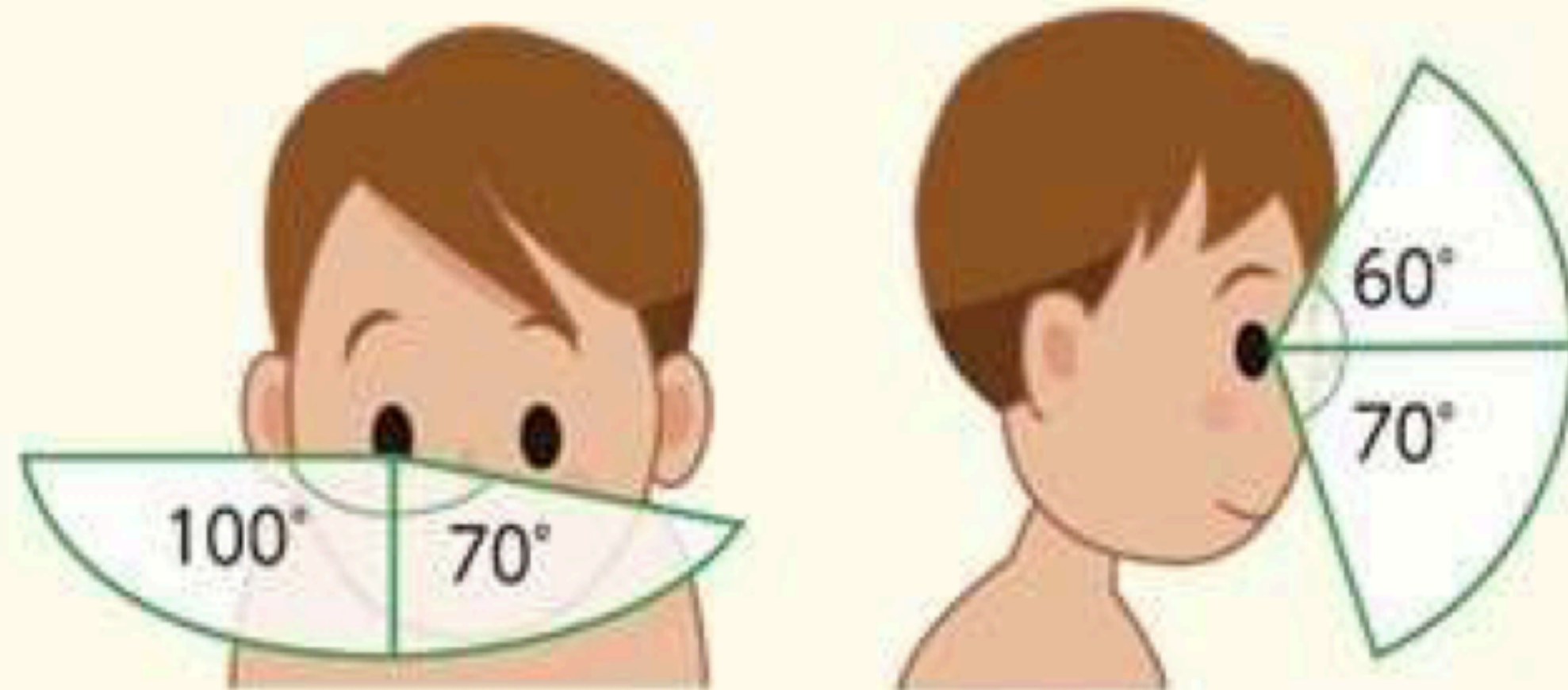


見たい部分が歪んで見える

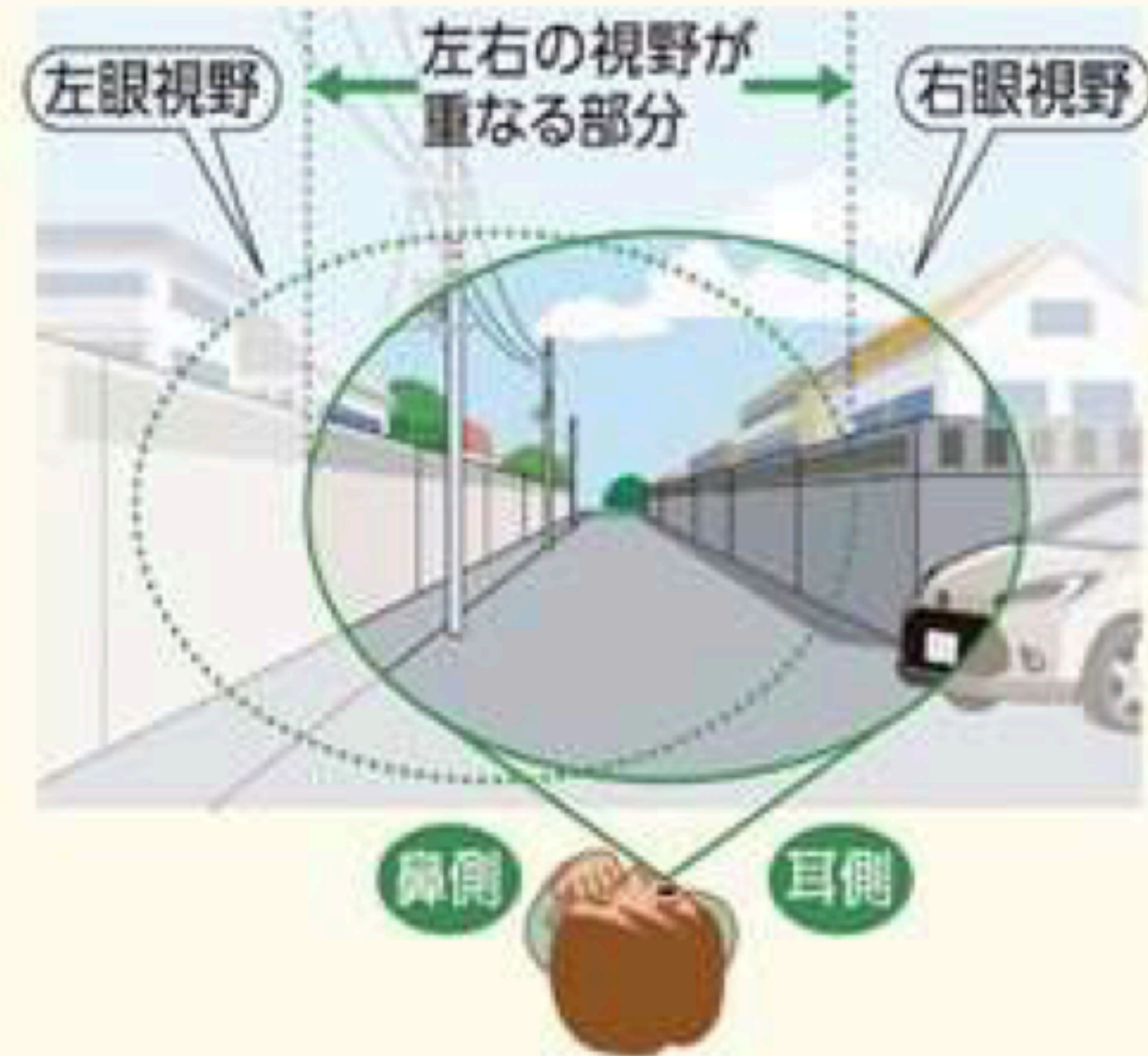


# 車の運転に必要な能力とは？

## 正常視野



正常での視野の広さは、耳側(外側)100°、鼻側(内側)70°、上方60°、下方70°程度である。





# 車の運転に必要な能力とは？

## 基本(一般)的な検査

- 屈折検査
- 視力検査
- 眼底検査
- 眼圧検査 など

1,400円～1,700円程度  
(3割負担の場合)

異常が  
疑われる  
場合



## 眼底の画像解析検査 (OCT(光干渉断層計)検査)

- 網膜の構造を精密に検査する
- 緑内障や加齢黄斑変性など網膜の様々な疾患の検出が可能

600円～800円程度  
(3割負担の場合)

## 視野検査 (精密視野検査、量的視野検査)

- 見えている範囲、網膜の感度などを調べる
- 緑内障、視神経疾患、脳腫瘍、網膜疾患などが分かる

900円～1,500円程度  
(3割負担の場合)

# 車の運転に必要な能力とは？

## その他に必要な目の力

### 眼球運動

(サッケード)

左右のミラー

バックミラー

道路

対向車

歩行者

### 視野

正面

左右



### 視覚認知

道路

白線

標識

人

信号

車

### 予測・判断

信号

歩行者

危険箇所

(交差点)

対向車

先行車

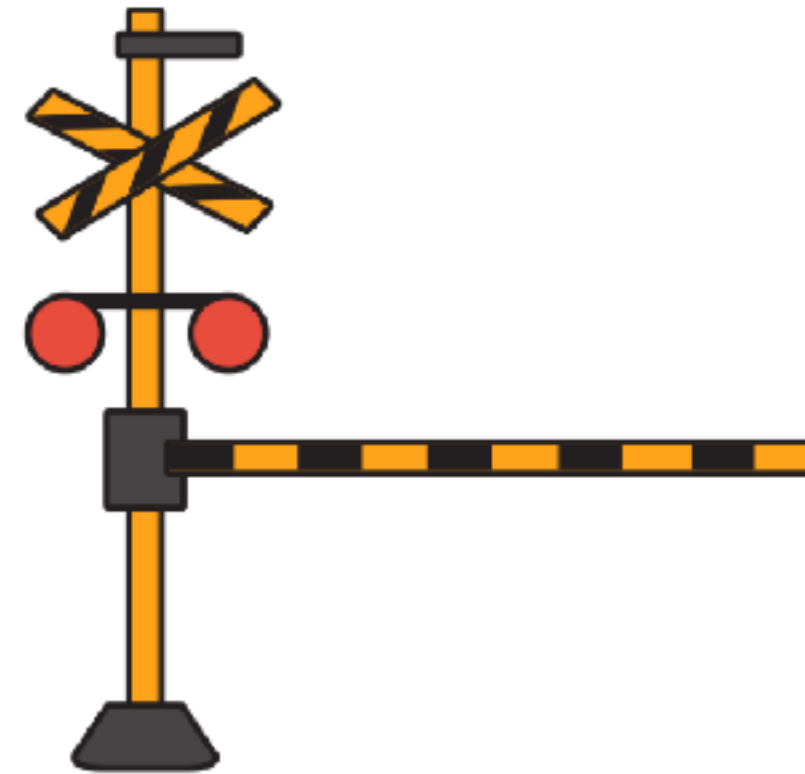


# 車の運転に必要な能力とは？

## 聴力

日常の会話を聴取できること。

10メートルの距離で  
90デシベルの警音器の  
音が聞こえること。  
(補聴器使用可)



# 車の運転に必要な能力とは？



## 認知機能

空間認知

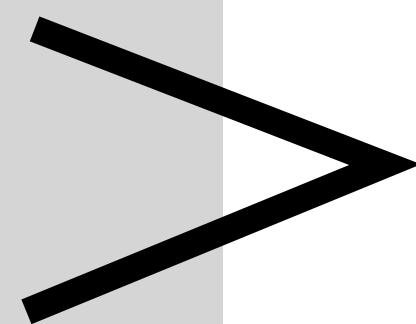
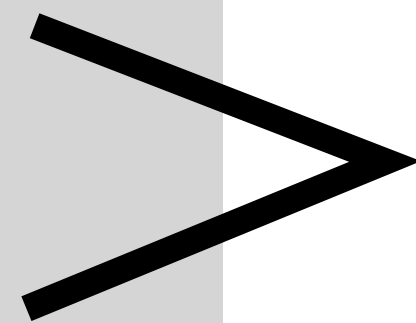
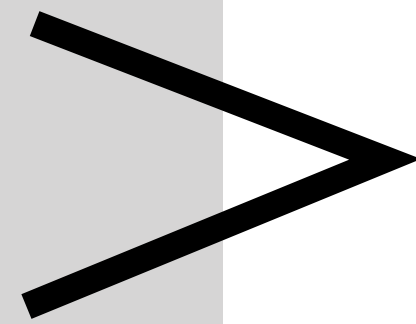
身体認知

物体認知

記憶

遂行機能

判断



頭頂葉・後頭葉

側頭葉・後頭葉

前頭葉



# 車の運転時に問題となる症状

## てんかん

- 意識を失う
- 手足のけいれんや脱力

## 視野障害

- 視界がぼやける
- 物が二重に見える
- 視野が狭くなる
- 右(左)半分が見えにくい

# 車の運転時に問題となる症状

## 運動麻痺

- 手足が動かしにくい
- アクセル、ブレーキが踏めない
- ハンドルの操作ができない

## 感覚障害

- 手足の触っている感覚が鈍い
- 手足がどれくらい曲がっているか感じにくい
- 手足がしびれる
- アクセル、ブレーキを踏む感覚がわからない



# 車の運転時に問題となる症状

## 視覚認知障害・USN

- 空間や形を正確に捉えられない
- 左(右)半分の空間が認識できない
- センターラインを越える
- 左(右)側によくぶつかる

## 失語症

- 言葉の理解や話すことができない
- トラブルの際、  
状況が説明できない
- 道路標識や指示が理解できない

# 車の運転時に問題となる症状

## 記憶障害

- 物事を覚えられない、思い出せない
- 行き先や道順を忘れる

## 見当識障害

- 時間や場所がわからなくなる
- 道に迷う
- 現在地や方向がわからなくなる



# 車の運転時に問題となる症状

## 遂行機能障害

- 計画して実行することができない
- 天候や道路状況に対応できない

## 社会的行動障害

- 行動や感情のコントロールができない
- 不愉快なことがあると運転が乱暴になる

# 一定の病気の方が運転を再開するには

脳損傷(脳血管障がい、頭部外傷、脳腫瘍)など、道路交通法上の「一定の病気」に該当する方が自動車運転を再開するには運転免許試験場で適性相談を受ける事が必要で、**診断書の提出**や**臨時適性検査**が求められます。

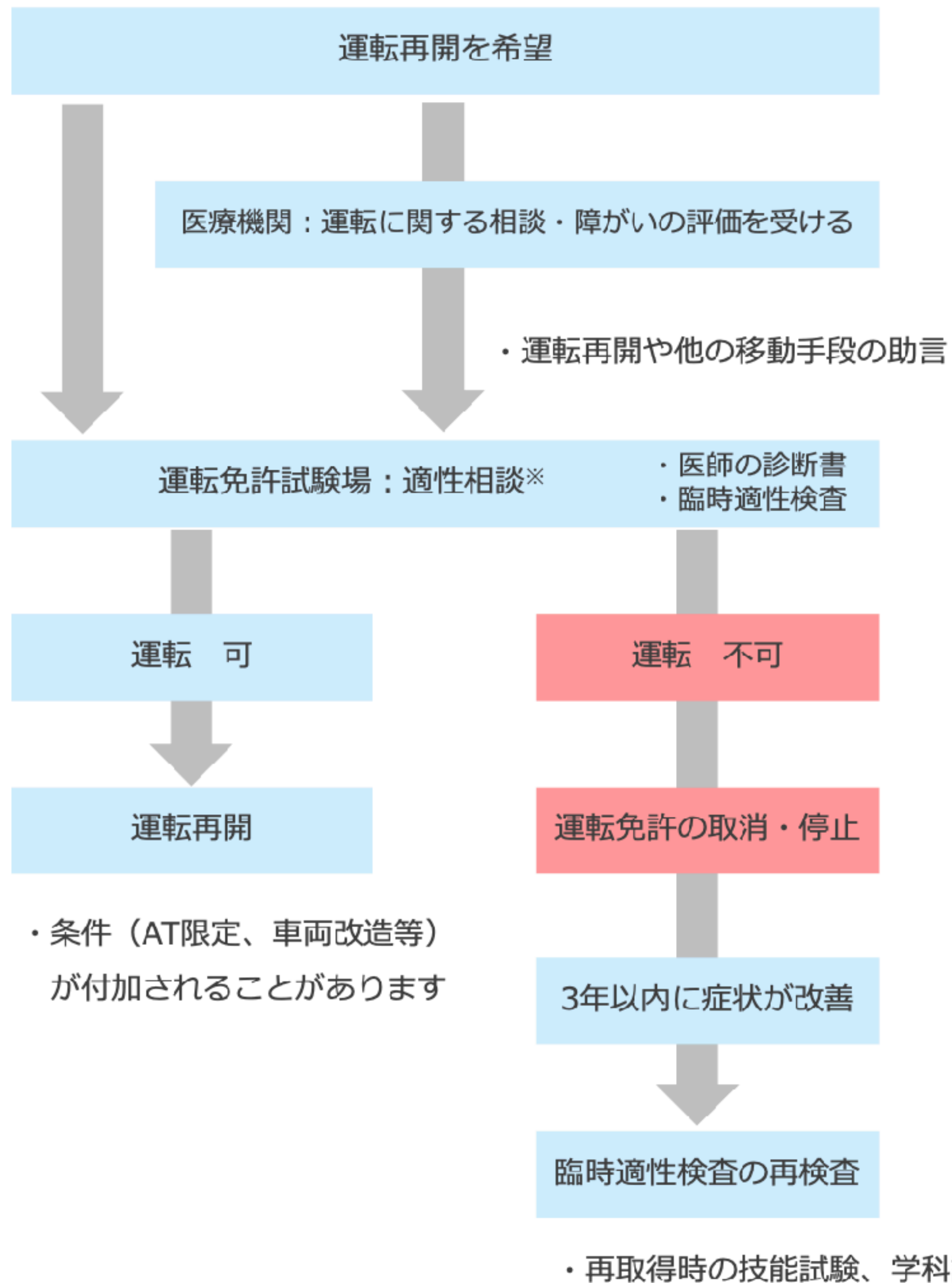
## <適正検査の目的>

脳卒中は身体機能と認知機能に影響を及ぼし、それが運転能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

適性検査は脳卒中患者が安全に運転できる能力を持っているかを確認するため



# 一定の病気の方が運転を再開するための流れ



## (1) 運転再開に関する相談先について

- ・ 運転免許試験場か各警察署、安全運転相談ダイヤルでご相談ください。
- ・ 入院や通院で医療機関に掛かっている方はまず主治医等にご相談ください。

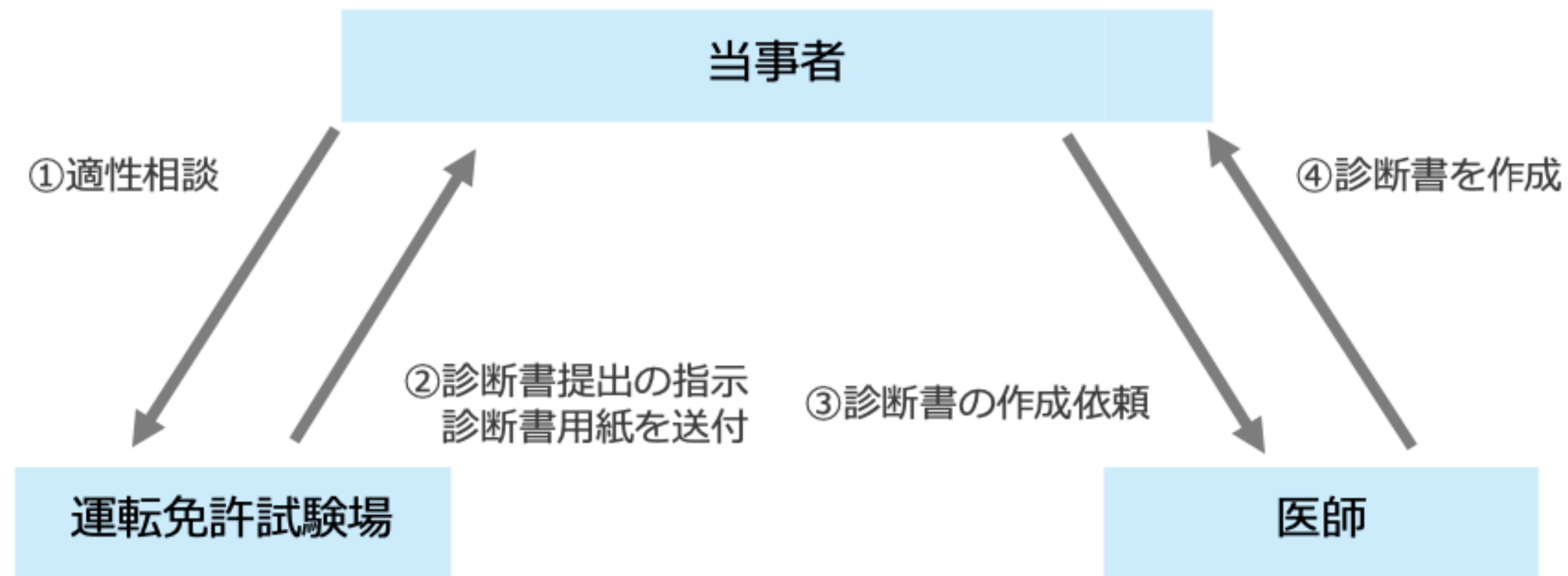
## (2) 適性相談について

身体・認知機能の低下や病気やケガの症状のため、安全な自動車運転に支障を及ぼすおそれがある方が運転適性について相談します。

- ・ 運転シミュレータなどを行い、主に運動能力を判断します(適性試験)。
- ・ 相談後、「一定の病気」に該当する方は医師の診断書の提出か臨時適性検査が求められます。

# 一定の病気の方が運転を再開するための流れ

## (3) 診断書の作成について



- 1~4の流れで診断書(医師が病状等を記載)を作成します。
- 診断書は脳卒中や認知症など疾患別に様式があり、運転免許試験場にあります。

## (4) 運転の可否判断について

- 医師の診断書や臨時適性検査の結果から運転免許試験場が判断します。



診断書 (東京都公安委員会提出用)

1 氏名 男・女  
 生年月日 M. T. S. H 年 月 日生 ( 歳)  
 住所

2 医学的診断  
 病名  
 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)

3 現時点での病状 (改善の見込み等) についての意見  
 ア 脳梗塞等の発作により、次の障害 (A~C) のいずれかが繰り返し生じているため、運転を控えるべきである。  
 A 意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等  
 B 身体の麻痺等の運動障害  
 C 視覚障害 (視力障害、視野障害等)  
 イ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えないものの、「発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとは言えない」(a) とは言えない。  
 ウ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えないものの、「前記 (a)」とまでは言えないが、6か月以内に「前記 (a)」と診断できることが見込まれる。  
 エ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えないものの、6か月より短期間 ( 月) で、「前記 (a)」と診断できることが見込まれる。  
 オ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えないものの、「今後 ( ) 年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとは言えない」とは言えないが、6か月以内に「今後 ( ) 年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとは言えない」と診断できることが見込まれる。  
 カ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えないものの、「今後 ( ) 年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとは言えない」とは言えないが、6か月より短期間 ( 月) で「今後 ( ) 年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとは言えない」と診断できることが見込まれる。  
 キ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えず、「今後 ( ) 年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとは言えない」。  
 ク 上記アからカのいずれにも該当せず、運転を控えるべきとは言えない。  
 ・ 回復して脳梗塞等にかかっているとは言えない。  
 ・ 脳梗塞等にかかっているが、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとは言えない。  
 ・ 発作のおそれはないが、慢性化した運動障害がある。  
 ・ その他 ( )

4 その他参考事項

専門医・主治医として以上のとおり診断します。  
 年 月 日  
 病院又は診療所等の名称・所在地  
 担当診療科名  
 担当医師氏名 印

診断書 (岐阜県公安委員会提出用)

1 氏名 男・女  
 生年月日 T. S. H 年 月 日生 ( 歳)  
 住所

2 医学的診断  
 病名 アテローム血栓性脳梗塞  
 総合所見 (現病状、現在症、重症度、治療経過、治療状況など)  
 令和1年8月26日 呂律困難、右麻痺発症し当院救急搬送。上記と診断し入院。  
 保存的加療・リハビリ施行、症状改善し9月11日退院。  
 以上降外幸通院にて内服治療とした。

3 現時点での病状 (改善の見込み等) についての意見  
 回復して脳梗塞等にかかっているとはいえない、又は脳梗塞等にかかっているが、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。  
 イ 意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等の障害が生じている (又は繰り返し生じている) とは言えず、(今後、( ) 年程度であれば) 発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。  
 ウ 次の障害のいずれかが生じている (又は繰り返し生じている)。  
 意識障害、 見当識障害、 記憶障害、 判断障害、 注意障害、 視力障害、 視野障害等  
 運動障害 (  運動麻痺、 不随意運動、 その他 )  
 (※ 障害の程度等 )  
 エ ウの障害が生じている (又は繰り返し生じている) とはいえないが、ア又はイとはいえない。  
 オ 6ヶ月以内にア又はイと診断することが見込まれる。  
 カ 6ヶ月より短期間 ( 月) でア又はイと診断できることが見込まれる。

4 その他特記すべき事項

担当医として以上のとおり診断します。 令和1年9月18日  
 病院名・所在地 (電話番号)  
 担当診療科名  
 担当医師名



# 障がいのある方の補助制度

## 1)税制度

- ・消費税の非課税
- ・自動車税/軽自動車税/自動車所得税の減免

## 2)その他

- ・自動車改造費の助成
- ・自動車購入資金の助成
- ・有料道路交通料金の割引
- ・駐車禁止除外制度
- ・駐車料金の割引 など